

はじめに

1 点検及び評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され平成20年4月から、教育委員会においては、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

本報告書は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十六条の規定に基づき、令和元年度の教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。

結果を公表することにより、町民の皆様に教育に関する事務の管理及び執行の状況について説明するとともに、今後の施策・事業の展開等に活用し、より一層効果的な教育行政の推進を図っていきます。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成20年度から教育委員会の権限に属する事務について、その管理及び執行状況について点検及び評価を行うこととなりました。

益城町教育委員会としては、これまででも本町の教育の発展のために様々な事業に着手し、その結果等を踏まえて改革に取り組んで来たところです。

政策効果をしっかりと把握し、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することは、政策立案を的確に行うとともに住民に対する説明責任を果たす上で重要なことです。

このような観点から、益城町教育委員会では令和元年度分についても、法の趣旨にのっとり具体的な内容の点検・評価を行いました。

3 具体的な点検・評価の方法

次の3つの項目に分類し、シートは、点検・評価について重要度と実現度を組み合わせた表を活用しました。

- ・シートその1 教育委員会の活動
- ・シートその2 教育委員会が管理・執行する事務
- ・シートその3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

4 重要度の考え方

教育委員会が管理・執行する事務については、「教育長に対する事務委任規則」第1条に除外するとして列記されている、教育長に委任されていない事務であるため、すべて「高」とする。

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、重点的な施策であるため、すべて「高」とする。

5 実現度の考え方

目標に対して、概ね実施できたものは「高」、ほとんどできなかったものは「低」それ以外を「中」とする。